

報道関係者 各位

令和6年12月20日

【照会先】

大分労働局職業安定部職業対策課
課長 甲斐 昭臣
地方障害者雇用担当官 平田 徳光
電話 097-535-2090 (内線 305)

～令和6年6月1日現在の障害者雇用状況の集計結果～

県内の雇用障害者数^{注1}は過去最高を更新し、実雇用率は4年連続で上昇

- ・雇用障害者数^{注1}は3,603.0人
- ・実雇用率は2.77%、全国8位
- ・法定雇用率達成企業割合は60.8%、全国5位

大分労働局（局長 佐藤 広道）では、県内の民間企業における障害者雇用状況報告及び地方公共団体等における障害者任免状況通報書等の集計結果（令和6年6月1日現在）について、以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

大分労働局及び県内7カ所のハローワークでは、法定雇用率未達成企業等に対し、定期的な訪問等による指導を行い、未達成状態の早期解消に向けた取組を実施するとともに、すべての企業、公的機関及び独立行政法人等に対して、障害者雇用の拡大や職場定着に向けた支援を行ってまいります。

【集計結果の主なポイント】

<民間企業>（法定雇用率2.5%：企業規模40.0人以上）

- 雇用障害者数^{注1}は**3,603.0人**と、前年比**108.0人**（3.1%）増加。
- 雇用障害者の実人数は**3,148人**と、前年比**141人**（4.7%）増加。
- 実雇用率は**2.77%**と、前年比**0.05ポイント**上昇し、全国**8位**（前年7位）
※全国の平均実雇用率2.41%
- 法定雇用率達成企業の割合は**60.8%**と、前年比**4.3ポイント**低下し、全国**5位**（前年6位）
※全国の法定雇用率達成企業割合46.0%

<公的機関等>

- **県の機関**（法定雇用率2.8%）
雇用障害者数^{注1}149.5人と前年比で4.5人増加し、実雇用率は2.99%となり、4機関全てにおいて達成。
- **市町村等の機関**（法定雇用率2.8%）
雇用障害者数^{注1}445.0人と前年比で14.5人増加し、実雇用率は2.86%となったが、28機関中22機関で達成。
- **県の教育委員会**（法定雇用率2.7%）
雇用障害者数^{注1}246.0人と前年比で20.0人増加し、実雇用率は2.88%となり達成。

<独立行政法人等>（法定雇用率2.8%）

- 雇用障害者数^{注1}60.0人と前年比で3.0人増加し、実雇用率は2.94%となり、4機関全てにおいて達成。

注1 「雇用障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。

障害者雇用状況報告の集計結果(概要)

1 民間企業における雇用状況

(1) 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- 民間企業（40.0人以上規模の企業：法定雇用率2.5%）に雇用されている障害者の数は、3,603.0人（対前年3,495.0人の3.1%増）となった。
- 雇用者のうち、身体障害者は2,174.5人（対前年比0.1%減）、知的障害者は777.5人（対前年比3.8%増）、精神障害者は651.0人（対前年比14.4%増）となった。
- 実雇用率は、2.77%（全国平均2.41%）で前年より0.05ポイント上昇し、法定雇用率達成企業割合は、60.8%（全国46.0%）で、4.3ポイント低下した。

〔総括表1、グラフ、詳細表1(1)〕

(2) 企業規模別の状況

- 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、今年から新たに報告対象となった40.0～43.5人未満規模企業では71.0人であった。また、従来から報告対象であった企業規模で見ると、43.5～100人未満規模企業で865.0人（前年は823.0人）、100～300人未満で1,267.0人（同1,243.0人）、300～500人未満で510.0人（542.0人）、500人以上で890.0人（887.0人）と、300～500人未満規模企業で減少したが、他の規模では増加した。
- 実雇用率は、今年から新たに報告対象となった40.0～43.5人未満規模企業では2.75%であった。また、従来から報告対象であった企業規模で見ると、43.5～100人未満で2.68%（前年は2.63%）、100～300人未満で2.61%、同2.57%）、300～500人未満で4.01%（同3.82%）、500人以上で2.64%（同2.57%）となり、すべての規模で上昇した。
- 法定雇用率達成企業の割合は、今年から新たに報告対象となった40.0～43.5人未満規模企業では48.4%であった。また、従来から報告対象であった企業規模で見ると、43.5～100人未満が60.5%（前年は62.4%）、100～300人未満が64.8%（同71.6%）、300～500人未満が56.4%（同59.1%）、500人以上が52.9%（同50.0%）となり、500人以上規模企業で上昇したが、他の規模では低下した。

〔詳細表1(2)〕

(3) 産業別の状況

- 雇用されている障害者の数について、特に増加したのは、「医療，福祉」（42.0人増）、「サービス業」（17.0人増）、「運輸業，郵便業」（16.5人増）、「製造業」（13.0人増）であった。
その他、「卸売業，小売業」、「不動産業，物品賃貸業」、「教育，学習支援業」、「複合サービス事業」以外の全ての業種で前年よりも増加した。
- 実雇用率では、「農，林，漁業」（3.19%）、「鉱業，採石業，砂利採取業」（2.01%）、「建設業」（2.19%）、「製造業」（2.65%）、「電気・ガス・熱供給・水道業」（2.18%）、「情報通信業」（1.60%）、「運輸業，郵便業」（2.50%）、「金融業，保険業」（2.18%）、「宿泊業，飲食サービス業」（2.43%）、「生活関連サービス業，娯楽業」（1.44%）、「医療，福祉」（3.65%）、「サービス業」（2.69%）が前年よりも上昇した。

- 法定雇用率達成企業割合では、「農、林、漁業」(57.1%)、「電気・ガス・熱供給・水道業」(75.0%)、「運輸業、郵便業」(64.8%)、「教育、学習支援業」(66.7%)が前年よりも上昇した。

[詳細表 1 (3)]

(4) 法定雇用率未達成企業の状況

- 雇用されている障害者の令和6年の法定雇用率未達成企業は386社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業(1人不足企業)が、72.8%と過半数を占めている。

また、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)は218社であり、未達成企業に占める割合は、56.5%となっている。

[詳細表 1 (4)]

2 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関 (法定雇用率 2.8%)

県の機関に在職している障害者の数は149.5人(前年145.0人)、実雇用率は2.99%(前年2.88%)で、前年より0.11ポイント上昇した。

県の機関は4機関全てにおいて達成。

[総括表 2 (1)、詳細表 2 (1)、4 (1)]

(2) 市町村の機関 (法定雇用率 2.8%)

市町村の機関に在職している障害者の数は445.0人(前年430.5人)、実雇用率は2.86%(前年2.75%)で、前年より0.11ポイント上昇した。

28機関中22機関が達成。

[総括表 2 (2)、詳細表 2 (2)、4 (1)]

(3) 県の教育委員会 (法定雇用率 2.7%)

教育委員会に在職している障害者の数は246.0人(前年226.0人)、実雇用率は2.88%(前年2.66%)で、前年より0.22ポイント上昇した。

[総括表 2 (3)、詳細表 2 (3)、4 (2)]

3 独立行政法人等における雇用状況

(1) 国立大学法人 (法定雇用率 2.8%)

雇用されている障害者の数は53.0人(前年49.0人)、実雇用率は2.85%(前年2.67%)で、前年より0.18ポイント上昇した。

[総括表 3、詳細表 3、4 (3)]

(2) 公立大学法人 (法定雇用率 2.8%)

雇用されている障害者の数は5.0人(前年4.0人)、実雇用率は4.35%(前年3.43%)で、前年より0.92ポイント上昇した。

[総括表 3、詳細表 3、4 (3)]

(3) 地方住宅供給公社 (法定雇用率 2.8%)

雇用されている障害者の数は2.0人(前年4.0人)、実雇用率は2.96%(前年6.02%)で、前年より3.06ポイント低下した。

[総括表 3、詳細表 3、4 (3)]

総括表

令和6年6月1日現在における障害者の雇用状況

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	129,861.0 人	3,603.0 人	2.77 %	598 / 984	60.8 %
	[3,148 人]	[3,148 人]			
	(128,271.0 人)	(3,495.0 人)	(2.72 %)	(587 / 901)	(65.1 %)

※[]内は実人員。以下同じ。

2 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	5,005.5 人	149.5 人	2.99 %	4 / 4	100.0 %
	[124 人]	[124 人]			
	(5,029.5 人)	(145.0 人)	(2.88 %)	(4 / 4)	(100.0 %)
県知事部局	4,054.5 人	121.0 人	2.98 %	1 / 1	100.0 %
	[101 人]	[101 人]			
	(4,075.5 人)	(115.5 人)	(2.83 %)	(1 / 1)	(100.0 %)
その他の県機関	951.0 人	28.5 人	3.00 %	3 / 3	100.0 %
	[23 人]	[23 人]			
	(954.0 人)	(29.5 人)	(3.09 %)	(3 / 3)	(100.0 %)

(2) 市町村の機関(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村の機関	15,551.0 人	445.0 人	2.86 %	22 / 28	78.6 %
	[352 人]	[352 人]			
	(15,669.0 人)	(430.5 人)	(2.75 %)	(22 / 27)	(81.5 %)

※市町村の機関のうち未達成であった機関のうちの1機関は、令和6年12月1日までに達成済み。

(3) 県の教育委員会(法定雇用率2.7%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
県教育委員会	8,541.0 人	246.0 人	2.88 %	1 / 1	100.0 %
	[198 人]	[198 人]			
	(8,502.0 人)	(226.0 人)	(2.66 %)	(1 / 1)	(100.0 %)

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.8%)

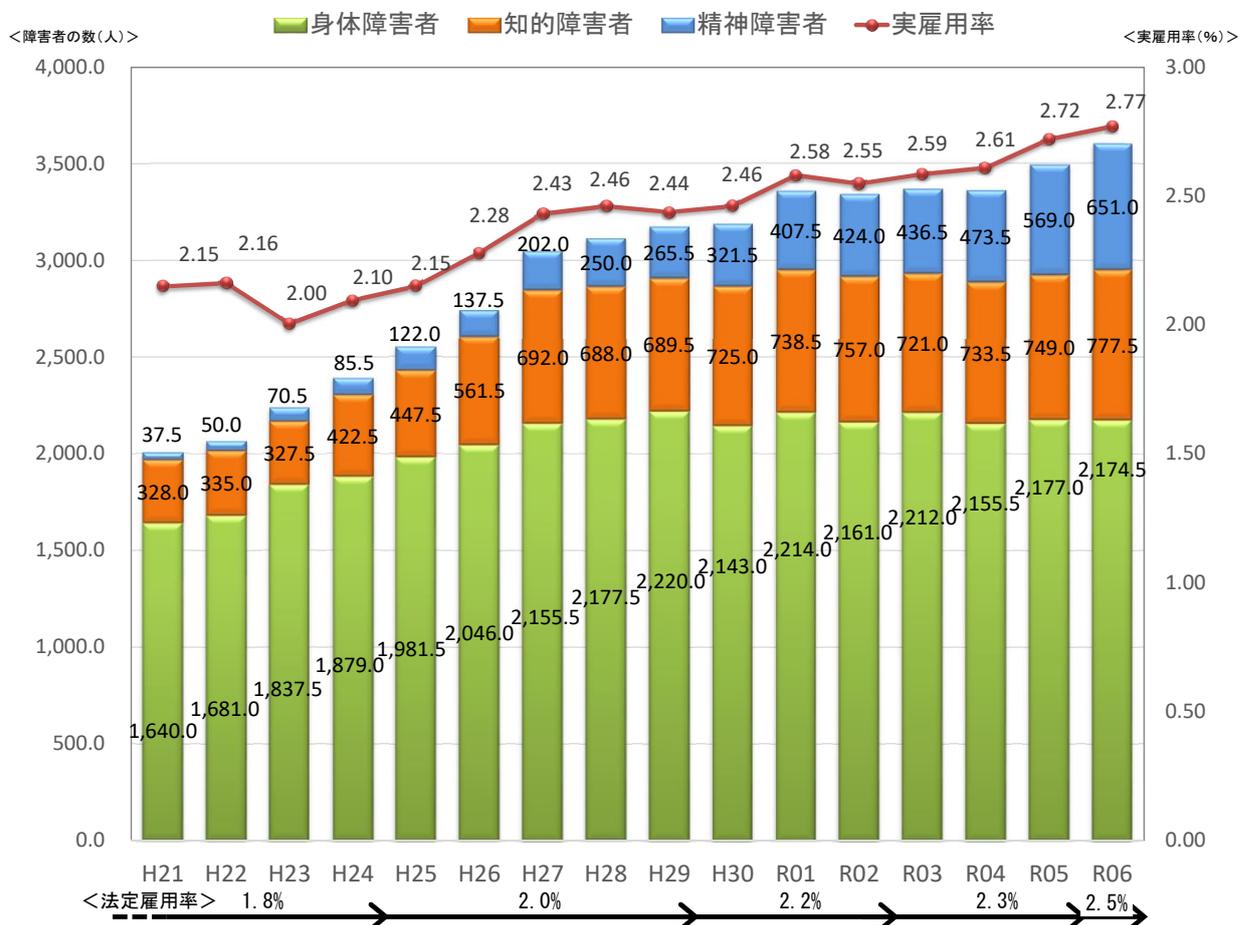
	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	2,043.0 人 (2,015.0 人)	60.0 人 [49 人] (57.0 人)	2.94 % (2.83 %)	4 / 4 (4 / 4)	100.0 % (100.0 %)
国立大学法人等	1,860.5 人 (1,832.0 人)	53.0 人 [42 人] (49.0 人)	2.85 % (2.67 %)	1 / 1 (1 / 1)	100.0 % (100.0 %)
地方独立行政法人等	182.5 人 (183.0 人)	7.0 人 [7 人] (8.0 人)	3.84 % (4.37 %)	3 / 3 (3 / 3)	100.0 % (100.0 %)

- 注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。
- 4 法定雇用率2.7%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ()内は、令和5年6月1日現在の数値である。
- 6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号及び第10号までの法人を指す。
- 7 特例承認・特例認定や各機関における法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数の変化等により機関数は変動する。

グラフ

民間企業における障害者の雇用状況

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年から令和2年までは45.5人以上規模、令和3年から令和5年までは43.5人以上規模、令和6年以降は40人以上規模）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年まで
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年～平成22年
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、
 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）

平成23年～令和5年
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、
 重度身体障害者、重度知的障害者である短時間労働者
 重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（0.5カウント）（※）

※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしている。

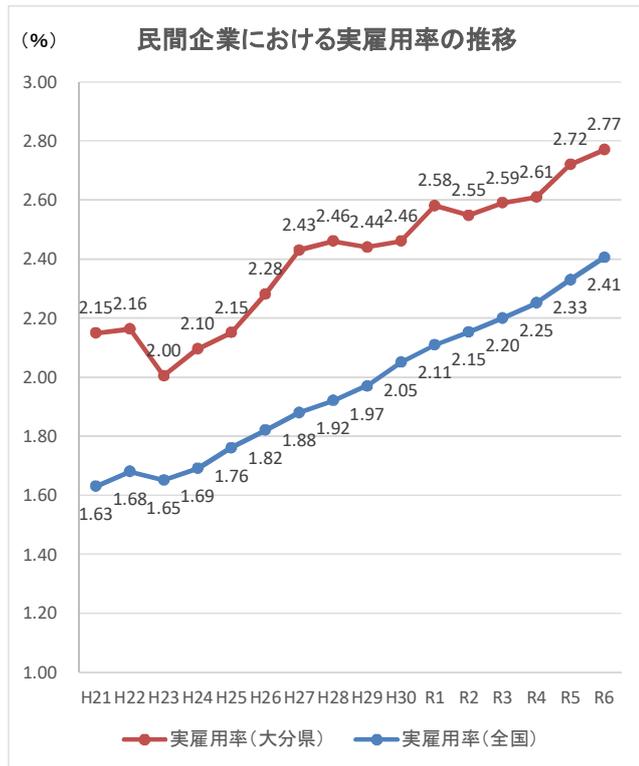
- ① 報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

令和5年以降、精神障害者である短時間労働者については、1人分としてカウントしている。

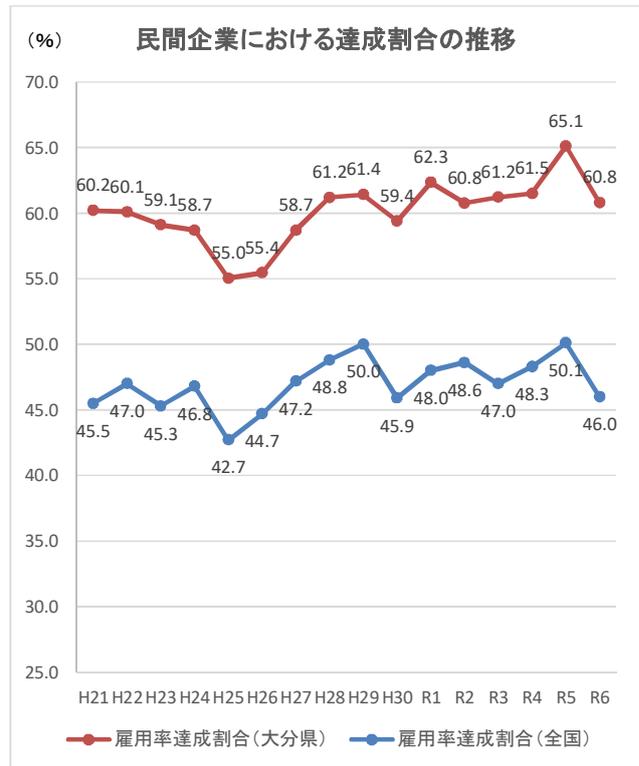
令和6年以降
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、
 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者、
 重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者（0.5カウント）
 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者（0.5カウント）

注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年から平成29年までは2.0%、平成30年から令和2年までは2.2%、令和3年から令和5年までは2.3%、令和6年以降は2.5%となっている。

(2) 民間企業における雇用状況の推移



注 グラフ(1)と同じ



注 グラフ(1)と同じ

	年	企業数 企業	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 人	障害者の数				実雇用率 %	法定雇用率達成企業の数 企業	法定雇用率達成企業の割合 %
				身体障害者 人	知的障害者 人	精神障害者 人	合計 人			
大分県	令和2年	874	131,173.5	2,161.0	757.0	424.0	3,342.0	2.55	531	60.8
	令和3年	900	130,342.5	2,212.0	721.0	436.5	3,369.5	2.59	551	61.2
	令和4年	901	128,866.0	2,155.5	733.5	473.5	3,362.5	2.61	554	61.5
	令和5年	901	128,271.0	2,177.0	749.0	569.0	3,495.0	2.72	587	65.1
	令和6年	984	129,861.0	2,174.5	777.5	651.0	3,603.0	2.77	598	60.8
全国	令和2年	102,698	26,866,997.0	356,069.0	134,207.0	88,016.0	578,292.0	2.15	49,956	48.6
	令和3年	106,924	27,156,780.5	359,067.5	140,665.0	98,053.5	597,786.0	2.20	50,306	47.0
	令和4年	107,691	27,281,606.5	357,767.5	146,426.0	109,764.5	613,958.0	2.25	52,007	48.3
	令和5年	108,202	27,523,661.0	360,157.5	151,722.5	130,298.0	642,178.0	2.33	54,239	50.1
	令和6年	117,239	28,162,399.0	368,949.0	157,795.5	150,717.0	677,461.5	2.41	53,875	46.0

注1 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2.5%
 - （40.0人以上規模の企業）
 - 特殊法人等 …………… 2.8%
 - 〔労働者数36.0人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2.8%
- （36.0人以上規模の機関）
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2.7%
- （37.5人以上規模の機関）

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

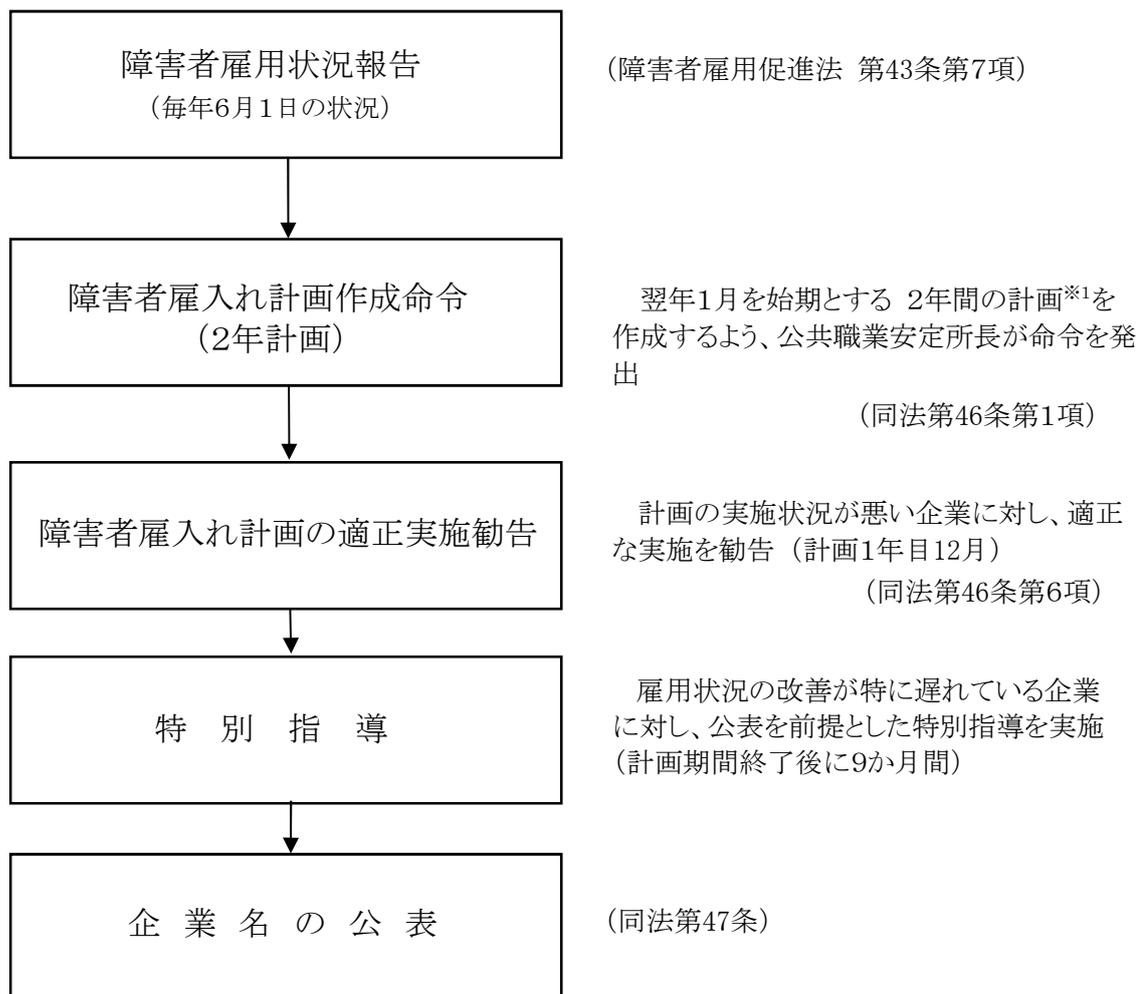
※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。

※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）については、0.5人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ(厚生労働省資料)

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[全国の指導実績]

- 令和5年度の実績^{※2}
 - *「障害者雇入れ計画作成命令」の发出 219社
 - *障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 63社
 - *「特別指導」の実施 33社
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業 502社(令和5年度)
- 企業名の公表
 - 平成18年度 2社、平成19年度 1社(再公表)、平成20年度 4社、平成21年度 7社(うち1社は再公表)、平成22年度 6社(うち2社は再公表)、平成23年度 3社(うち1社は再公表)、平成24年度 0社、平成25年度 0社、平成26年度 8社、平成27年度 0社、平成28年度 2社、平成29年度 0社、平成30年度 0社、令和元年度 0社、令和2年度 1社、令和3年度 6社、令和4年度 5社(うち3社は再公表)、令和5年度 1社(再公表)

※1 平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から 2年間に短縮している。

※2 平成30年の障害者不適切計上による公務部門における障害者採用により、影響が生じる可能性があった民間企業への対策として、令和元年度においては、特例的に「行政措置」の猶予を実施している。

詳細表

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.5%)

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者(注3)	F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5(注2)				G. うち新規雇用分(注4)
民間企業	企業 984 (901)	人 129,861.0 (128,271.0)	人 664 (672)	人 312 (301)	人 1,754 (1,666)	人 356 (368)	人 62 (-)	人 3,603.0 (3,495.0)	人 339.5 (355.5)	% 2.77 (2.72)	企業 598 (587)	% 60.8 (65.1)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数(注1)	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度以外の身体障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度以外の知的障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	c. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間労働者(注4)	e. 精神障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 c+d+e×0.5(注3)	g. うち新規雇用分(注5)
民間企業	人 3,603.0 (3,495.0)	人 570 (579)	人 82 (92)	人 869 (859)	人 145 (136)	人 22 (-)	人 2,174.5 (2,177.0)	人 161.5 (166.0)	人 94 (93)	人 11 (8)	人 471 (439)	人 211 (232)	人 4 (-)	人 777.5 (749.0)	人 60.5 (78.5)	人 414 (368)	人 219 (201)	人 36 (-)	人 651.0 (569.0)	人 117.5 (111.0)

[1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については、1人を1カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。
- 4 G欄の「うち新規雇用分」は、令和5年6月2日から令和6年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は令和5年6月1日現在の数値である。

[1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③④f欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 法令上、②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに②③④e欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、②③b欄及び④d欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。
- 4 ②③のac欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、②③のbd欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、②③④のe欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。
- 5 ②③④g欄の「うち新規雇用分」は、令和5年6月2日から令和6年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は令和5年6月1日現在の数値である。

全国計(概況)

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者(注3)	F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5(注2)				G. うち新規雇用分(注4)
民間企業	企業 117,239 (108,202)	人 28,162,399.0 (27,523,661.0)	人 130,135 (127,318)	人 54,411 (51,629)	人 336,004 (315,985)	人 39,558 (39,856)	人 13,995 (-)	人 677,461.5 (642,178.0)	人 71,875.5 (63,557.5)	% 2.41 (2.33)	企業 53,875 (54,239)	% 46.0 (50.1)

注 1(1)①の表と同じ

(厚生労働省集計)

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者(注3)	F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5 (注2)				G. うち新規雇用分(注4)
規模計	984 (901)	129,861.0 (128,271.0)	664 (672)	312 (301)	1,754 (1,666)	356 (368)	62 (-)	3,603.0 (3,495.0)	339.5 (355.5)	2.77 (2.72)	598 (587)	60.8 (65.1)
40.0～100人未満	579 (492)	34,879.5 (31,305.0)	166 (166)	97 (82)	469 (376)	69 (66)	7 (-)	936.0 (823.0)	85.5 (92.0)	2.68 (2.63)	343 (307)	59.2 (62.4)
100～300人未満	332 (331)	48,481.5 (48,322.0)	233 (238)	103 (94)	636 (628)	105 (90)	19 (-)	1,267.0 (1,243.0)	118.0 (108.0)	2.61 (2.57)	215 (237)	64.8 (71.6)
300～500人未満	39 (44)	12,725.0 (14,189.5)	95 (98)	33 (46)	257 (268)	47 (64)	13 (-)	510.0 (542.0)	61.0 (81.0)	4.01 (3.82)	22 (26)	56.4 (59.1)
500人以上	34 (34)	33,775.0 (34,454.5)	170 (170)	79 (79)	392 (394)	135 (148)	23 (-)	890.0 (887.0)	75.0 (74.5)	2.64 (2.57)	18 (17)	52.9 (50.0)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数(注1)	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	c. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間労働者(注4)	e. 精神障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 c+d+e×0.5 (注3)	g. うち新規雇用分(注5)
規模計	3,603.0 (3,495.0)	570 (579)	82 (92)	869 (859)	145 (136)	22 (-)	2,174.5 (2,177.0)	161.5 (166.0)	94 (93)	11 (8)	471 (439)	211 (232)	4 (-)	777.5 (749.0)	60.5 (78.5)	414 (368)	219 (201)	36 (-)	651.0 (569.0)	117.5 (111.0)
40.0～100人未満	936.0 (823.0)	125 (120)	17 (21)	230 (190)	31 (31)	2 (-)	513.5 (466.5)		41 (46)	5 (3)	134 (108)	38 (35)	0 (-)	240.0 (220.5)		105 (78)	75 (58)	5 (-)	182.5 (136.0)	
100～300人未満	1,267.0 (1,243.0)	203 (213)	36 (36)	354 (356)	63 (56)	5 (-)	830.0 (846.0)		30 (25)	2 (2)	142 (138)	42 (34)	1 (-)	225.5 (207.0)		140 (134)	65 (56)	13 (-)	211.5 (190.0)	
300～500人未満	510.0 (542.0)	91 (93)	12 (12)	106 (124)	12 (11)	6 (-)	309.0 (327.5)		4 (5)	3 (3)	82 (81)	35 (53)	0 (-)	110.5 (120.5)		69 (63)	18 (31)	7 (-)	90.5 (94.0)	
500人以上	890.0 (887.0)	151 (153)	17 (23)	179 (189)	39 (38)	9 (-)	522.0 (537.0)		19 (17)	1 (0)	113 (112)	96 (110)	3 (-)	201.5 (201.0)		100 (93)	61 (56)	11 (-)	166.5 (149.0)	

注 1(1)②表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者(注3)	F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5(注2)				G. うち新規雇用分(注4)
	企業 人	人	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
産業計	984 (901)	129,861.0 (128,271.0)	664 (672)	312 (301)	1,754 (1,666)	356 (368)	62 (-)	3,603.0 (3,495.0)	339.5 (355.5)	2.77 (2.72)	598 (587)	60.8 (65.1)
農、林、漁業	7 (6)	563.5 (537.5)	2 (2)	3 (1)	11 (7)	0 (0)	0 (-)	18.0 (12.0)	1.0 (1.0)	3.19 (2.23)	4 (3)	57.1 (50.0)
鉱業、採石業、砂利採取業	2 (2)	447.5 (446.0)	2 (1)	0 (0)	5 (4)	0 (0)	0 (-)	9.0 (6.0)	1.0 (0.0)	2.01 (1.35)	1 (1)	50.0 (50.0)
建設業	51 (46)	3,761.0 (3,630.5)	17 (14)	1 (1)	47 (45)	1 (1)	0 (-)	82.5 (74.5)	6.0 (6.0)	2.19 (2.05)	32 (29)	62.7 (63.0)
製造業	195 (182)	29,475.5 (29,619.5)	172 (176)	22 (23)	404 (384)	19 (20)	5 (-)	782.0 (769.0)	55.5 (65.0)	2.65 (2.60)	130 (130)	66.7 (71.4)
電気・ガス・熱供給・水道業	4 (4)	321.0 (331.0)	2 (2)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	0 (-)	7.0 (6.0)	2.0 (0.0)	2.18 (1.81)	3 (2)	75.0 (50.0)
情報通信業	21 (19)	3,087.5 (2,998.0)	6 (5)	3 (4)	34 (33)	1 (1)	0 (-)	49.5 (47.5)	7.0 (8.0)	1.60 (1.58)	10 (11)	47.6 (57.9)
運輸業、郵便業	54 (48)	6,850.0 (6,817.0)	40 (36)	6 (9)	78 (70)	10 (7)	4 (-)	171.0 (154.5)	12.0 (13.5)	2.50 (2.27)	35 (28)	64.8 (58.3)
卸売業、小売業	115 (106)	15,821.0 (15,947.0)	62 (72)	62 (55)	148 (152)	59 (64)	19 (-)	373.0 (383.0)	31.0 (35.0)	2.36 (2.40)	58 (60)	50.4 (56.6)
金融業、保険業	11 (11)	4,721.0 (4,778.5)	27 (23)	4 (1)	42 (47)	6 (6)	0 (-)	103.0 (97.0)	12.0 (11.0)	2.18 (2.03)	5 (5)	45.5 (45.5)
不動産業、物品賃貸業	15 (14)	1,372.5 (1,310.5)	3 (5)	2 (1)	13 (14)	4 (3)	0 (-)	23.0 (26.5)	5.0 (5.0)	1.68 (2.02)	5 (6)	33.3 (42.9)
学術研究、専門・技術サービス業	32 (26)	2,230.0 (1,956.5)	7 (5)	6 (6)	23 (24)	2 (1)	0 (-)	44.0 (40.5)	4.5 (10.0)	1.97 (2.07)	18 (17)	56.3 (65.4)
宿泊業、飲食サービス業	45 (37)	8,060.5 (8,069.0)	25 (27)	31 (28)	86 (84)	49 (54)	9 (-)	196.0 (193.0)	26.0 (27.0)	2.43 (2.39)	25 (21)	55.6 (56.8)
生活関連サービス業、娯楽業	23 (18)	1,909.0 (1,711.0)	1 (2)	0 (0)	24 (19)	1 (3)	2 (-)	27.5 (24.5)	1.0 (3.5)	1.44 (1.43)	7 (6)	30.4 (33.3)
教育、学習支援業	18 (17)	2,047.5 (2,006.5)	15 (16)	1 (1)	15 (13)	3 (3)	0 (-)	47.5 (47.5)	3.0 (7.0)	2.32 (2.37)	12 (11)	66.7 (64.7)
医療、福祉	315 (293)	37,846.0 (36,888.5)	236 (244)	151 (155)	666 (610)	169 (176)	19 (-)	1,383.0 (1,341.0)	142.0 (140.0)	3.65 (3.64)	209 (211)	66.3 (72.0)
複合サービス事業	8 (9)	3,159.5 (3,202.0)	14 (12)	4 (5)	30 (37)	7 (6)	2 (-)	66.5 (69.0)	3.0 (4.0)	2.10 (2.15)	2 (5)	25.0 (55.6)
サービス業	68 (63)	8,188.0 (8,022.0)	33 (30)	16 (11)	125 (121)	25 (23)	2 (-)	220.5 (203.5)	27.5 (19.5)	2.69 (2.54)	42 (41)	61.8 (65.1)

注 1 (1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	①障害者の数 (注1)	②身体障害者の数							③知的障害者の数							④精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者 (注4)	b. 重度身体障害者である 短時間労働者 (注4)	c. 重度以外の 身体障害者 (注4)	d. 重度以外の 身体障害者である 短時間労働者 (注4)	e. 重度身体障 害者である特定 短時間労働者 (注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+ e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用分 (注5)	a. 重度知的障害 者 (注4)	b. 重度 知的障害者である 短時間労働者 (注4)	c. 重度以外の 知的障害者 (注4)	d. 重度以外の 知的障害者である 短時間労働者 (注4)	e. 重度知的障 害者である特定 短時間労働者 (注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+ e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用分 (注5)	c. 精神障害者 (注4)	d. 精神障害者 である短時間労働 者 (注4)	e. 精神障害者 である特定短時 間労働者 (注4)	f. 計 c+d+e×0.5 (注3)	g. うち新規雇用分 (注5)
産業計	3,603.0 (3,495.0)	570 (579)	82 (92)	869 (859)	145 (136)	22 (-)	2,174.5 (2,177.0)	161.5 (166.0)	94 (93)	11 (8)	471 (439)	211 (232)	4 (-)	777.5 (749.0)	60.5 (78.5)	414 (368)	219 (201)	36 (-)	651.0 (569.0)	117.5 (111.0)
農、林、漁業	18.0 (12.0)	2 (2)	2 (1)	4 (4)	0 (0)	0 (-)	10.0 (9.0)		0 (0)	0 (0)	5 (1)	0 (0)	0 (-)	5.0 (1.0)		2 (2)	1 (0)	0 (-)	3.0 (2.0)	
鉱業、採石業、砂利採取業	9.0 (6.0)	2 (1)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (-)	6.0 (4.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0.0 (0.0)		3 (2)	0 (0)	0 (-)	3.0 (2.0)	
建設業	82.5 (74.5)	17 (14)	1 (1)	40 (38)	1 (1)	0 (-)	75.5 (67.5)		0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (-)	1.0 (1.0)		6 (6)	0 (0)	0 (-)	6.0 (6.0)	
製造業	782.0 (769.0)	143 (149)	10 (8)	184 (180)	12 (14)	1 (-)	486.5 (493.0)		29 (27)	1 (0)	119 (112)	7 (6)	0 (-)	181.5 (169.0)		101 (92)	11 (15)	4 (-)	114.0 (107.0)	
電気・ガス・熱供給・水道業	7.0 (6.0)	2 (2)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (-)	6.0 (5.0)		0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (-)	1.0 (1.0)		0 (0)	0 (0)	0 (-)	0.0 (0.0)	
情報通信業	49.5 (47.5)	6 (5)	1 (1)	22 (21)	1 (1)	0 (-)	35.5 (32.5)		0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (-)	1.0 (1.0)		11 (11)	2 (3)	0 (-)	13.0 (14.0)	
運輸業、郵便業	171.0 (154.5)	39 (35)	0 (0)	63 (54)	6 (4)	3 (-)	145.5 (129.0)		1 (1)	0 (0)	9 (9)	4 (3)	0 (-)	13.0 (12.5)		6 (7)	6 (6)	1 (-)	12.5 (13.0)	
卸売業、小売業	373.0 (383.0)	61 (70)	15 (17)	75 (78)	25 (28)	2 (-)	225.5 (249.0)		1 (2)	0 (0)	34 (38)	34 (36)	3 (-)	54.5 (60.0)		39 (36)	47 (38)	14 (-)	93.0 (74.0)	
金融業、保険業	103.0 (97.0)	27 (23)	2 (1)	26 (31)	6 (6)	0 (-)	85.0 (81.0)		0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (-)	2.0 (2.0)		14 (14)	2 (0)	0 (-)	16.0 (14.0)	
不動産業、物品賃貸業	23.0 (26.5)	2 (4)	2 (2)	10 (8)	3 (3)	0 (-)	17.5 (18.5)		1 (1)	0 (0)	0 (2)	1 (0)	0 (-)	2.5 (4.0)		3 (4)	0 (0)	0 (-)	3.0 (4.0)	
学術研究、専門・技術サービス業	44.0 (40.5)	7 (5)	1 (2)	16 (16)	2 (1)	0 (-)	32.0 (28.5)		0 (0)	0 (0)	2 (3)	0 (0)	0 (-)	2.0 (3.0)		5 (5)	5 (4)	0 (-)	10.0 (9.0)	
宿泊業、飲食サービス業	196.0 (193.0)	24 (27)	5 (6)	33 (36)	13 (13)	2 (-)	93.5 (102.5)		1 (0)	2 (2)	29 (27)	36 (41)	1 (-)	51.5 (47.5)		24 (21)	24 (22)	6 (-)	51.0 (43.0)	
生活関連サービス業、娯楽業	27.5 (24.5)	1 (2)	0 (0)	10 (8)	1 (3)	0 (-)	12.5 (13.5)		0 (0)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	0 (-)	6.0 (6.0)		8 (5)	0 (0)	2 (-)	9.0 (5.0)	
教育・学習支援業	47.5 (47.5)	15 (16)	0 (0)	11 (11)	3 (3)	0 (-)	42.5 (44.5)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0.0 (0.0)		4 (2)	1 (1)	0 (-)	5.0 (3.0)	
医療、福祉	1,383.0 (1,341.0)	176 (183)	34 (41)	273 (267)	52 (44)	10 (-)	690.0 (696.0)		60 (61)	8 (8)	236 (210)	117 (132)	0 (-)	422.5 (406.0)		157 (133)	109 (106)	9 (-)	270.5 (239.0)	
複合サービス事業	66.5 (69.0)	14 (12)	2 (3)	20 (27)	4 (1)	2 (-)	53.0 (54.5)		0 (0)	0 (0)	4 (4)	3 (5)	0 (-)	5.5 (6.5)		6 (6)	2 (2)	0 (-)	8.0 (8.0)	
サービス業	220.5 (203.5)	32 (29)	7 (7)	78 (77)	16 (14)	2 (-)	158.0 (149.0)		1 (1)	0 (0)	22 (22)	9 (9)	0 (-)	28.5 (28.5)		25 (22)	9 (4)	0 (-)	34.0 (26.0)	

注 1 (1)②の表と同じ

③ 製造業における雇用状況（概況）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数 の算定の基礎となる 労働者数 (注1)	③ 障害者の数							④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成 企業の数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者 (注3)	B. 重度身体障 害者、重度知 的障害者及び 精神障害者で ある短時間労働 者 (注3)	C. 重度以外の 身体障害者、 知的障害者及 び精神障害者 (注3)(注4)	D. 重度以外の 身体障害者及 び知的障害者 である短時間労働 者 (注3)(注5)	E. 重度身体障害 者、重度知的障 害者及び精神 障害者である特 定短時間労働 者 (注3)	F. 計 A×2+B+C+ (D+E)×0.5 (注2)	G. うち新規雇用 分 (注4)			
	企業	人	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
製造業計	195 (182)	29,475.5 (29,619.5)	172 (176)	22 (23)	404 (384)	19 (20)	5 (-)	782.0 (769.0)	55.5 (65.0)	2.65 (2.60)	130 (130)	66.7 (71.4)
食料品・たばこ	36 (36)	5,409.5 (5,563.0)	26 (23)	7 (5)	84 (83)	7 (7)	0 (-)	146.5 (137.5)	10.0 (15.0)	2.71 (2.47)	29 (29)	80.6 (80.6)
繊維・衣服	7 (6)	597.0 (542.5)	8 (11)	1 (0)	22 (17)	4 (3)	0 (-)	41.0 (40.5)	3.0 (1.0)	6.87 (7.47)	6 (5)	85.7 (83.3)
木材・家具	8 (7)	514.5 (442.0)	2 (2)	0 (0)	9 (8)	0 (0)	0 (-)	13.0 (12.0)	1.0 (0.0)	2.53 (2.71)	6 (5)	75.0 (71.4)
パルプ・紙・印刷	8 (8)	615.5 (633.5)	6 (6)	1 (0)	7 (7)	0 (0)	0 (-)	20.0 (19.0)	3.0 (0.0)	3.25 (3.00)	7 (8)	87.5 (100.0)
化学工業	18 (15)	1,440.0 (1,331.0)	8 (8)	1 (0)	20 (18)	0 (0)	0 (-)	37.0 (34.0)	1.0 (7.0)	2.57 (2.55)	11 (11)	61.1 (73.3)
窯業・土石	8 (8)	1,240.5 (1,249.5)	6 (7)	0 (0)	16 (12)	0 (0)	1 (-)	28.5 (26.0)	6.5 (4.0)	2.30 (2.08)	5 (5)	62.5 (62.5)
鉄鋼	2 (2)	132.5 (152.0)	0 (0)	0 (0)	3 (4)	0 (0)	0 (-)	3.0 (4.0)	0.0 (0.0)	2.26 (2.63)	1 (2)	50.0 (100.0)
非鉄金属	4 (3)	432.0 (386.5)	2 (1)	0 (0)	4 (3)	0 (0)	0 (-)	8.0 (5.0)	3.0 (1.0)	1.85 (1.29)	2 (1)	50.0 (33.3)
金属製品	19 (20)	1,622.5 (1,628.5)	4 (4)	6 (8)	19 (16)	1 (2)	0 (-)	33.5 (33.0)	1.0 (5.0)	2.06 (2.03)	11 (13)	57.9 (65.0)
電気機械	18 (18)	2,854.5 (2,875.5)	17 (15)	0 (2)	34 (36)	1 (1)	1 (-)	69.0 (68.5)	7.5 (11.0)	2.42 (2.38)	13 (14)	72.2 (77.8)
その他機械	45 (42)	12,156.0 (12,594.0)	78 (86)	1 (2)	152 (156)	3 (3)	1 (-)	311.0 (331.5)	15.5 (17.5)	2.56 (2.63)	23 (24)	51.1 (57.1)
その他	22 (17)	2,461.0 (2,221.5)	15 (13)	5 (6)	34 (24)	3 (4)	2 (-)	71.5 (58.0)	4.0 (3.5)	2.91 (2.61)	16 (13)	72.7 (76.5)

注 1 (1)①の表と同じ

④ 製造業における雇用状況（障害種別）

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5 (注2)(注3)	a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5 (注2)(注3)	c. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間労働者(注4)	e. 精神障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 c+d+e×0.5 (注3)
製造業計	782.0 (769.0)	143 (149)	10 (8)	184 (180)	12 (14)	1 (-)	486.5 (493.0)	29 (27)	1 (0)	119 (112)	7 (6)	0 (-)	181.5 (169.0)	101 (92)	11 (15)	4 (-)	114.0 (107.0)
食料品・たばこ	146.5 (137.5)	22 (20)	1 (0)	41 (39)	2 (4)	0 (-)	87.0 (81.0)	4 (3)	1 (0)	29 (33)	5 (3)	0 (-)	40.5 (40.5)	14 (11)	5 (5)	0 (-)	19.0 (16.0)
繊維工業	41.0 (40.5)	3 (5)	1 (0)	9 (6)	4 (3)	0 (-)	18.0 (17.5)	5 (6)	0 (0)	10 (8)	0 (0)	0 (-)	20.0 (20.0)	3 (3)	0 (0)	0 (-)	3.0 (3.0)
木材・家具	13.0 (12.0)	1 (1)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	0 (-)	5.0 (5.0)	1 (1)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	0 (-)	6.0 (6.0)	2 (1)	0 (0)	0 (-)	2.0 (1.0)
パルプ・紙・印刷	20.0 (19.0)	6 (6)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	0 (-)	17.0 (17.0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (-)	1.0 (1.0)	1 (1)	1 (0)	0 (-)	2.0 (1.0)
化学工業	37.0 (34.0)	8 (8)	0 (0)	9 (7)	0 (0)	0 (-)	25.0 (23.0)	0 (0)	0 (0)	6 (7)	0 (0)	0 (-)	6.0 (7.0)	5 (4)	1 (0)	0 (-)	6.0 (4.0)
窯業・土石	28.5 (26.0)	6 (7)	0 (0)	10 (11)	0 (0)	0 (-)	22.0 (25.0)	0 (0)	0 (0)	5 (1)	0 (0)	0 (-)	5.0 (1.0)	1 (0)	0 (0)	1 (-)	1.5 (0.0)
鉄鋼	3.0 (4.0)	0 (0)	0 (0)	1 (2)	0 (0)	0 (-)	1.0 (2.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0.0 (0.0)	2 (2)	0 (0)	0 (-)	2.0 (2.0)
非鉄金属	8.0 (5.0)	1 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (-)	3.0 (1.0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (-)	3.0 (3.0)	2 (1)	0 (0)	0 (-)	2.0 (1.0)
金属製品	33.5 (33.0)	4 (4)	4 (4)	9 (7)	1 (1)	0 (-)	21.5 (19.5)	0 (0)	0 (0)	3 (3)	0 (1)	0 (-)	3.0 (3.5)	7 (6)	2 (4)	0 (-)	9.0 (10.0)
電気機械	69.0 (68.5)	16 (15)	0 (0)	20 (24)	1 (1)	0 (-)	52.5 (54.5)	1 (0)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	0 (-)	6.0 (4.0)	10 (8)	0 (2)	1 (-)	10.5 (10.0)
その他機械	311.0 (331.5)	62 (71)	1 (1)	61 (60)	2 (2)	1 (-)	187.5 (204.0)	16 (15)	0 (0)	45 (47)	1 (1)	0 (-)	77.5 (77.5)	46 (49)	0 (1)	0 (-)	46.0 (50.0)
その他	71.5 (58.0)	14 (12)	3 (3)	15 (15)	2 (3)	0 (-)	47.0 (43.5)	1 (1)	0 (0)	11 (3)	1 (1)	0 (-)	13.5 (5.5)	8 (6)	2 (3)	2 (-)	11.0 (9.0)

注 1 (1)②の表と同じ

(4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数								③障害者の数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上9人以下	9.5人以上20人以下	20.5人以上50人以下	50.5人以上	
規模計	386 (100.0%)	281 (72.8%)	65 (16.8%)	16 (4.1%)	14 (3.6%)	10 (2.6%)	—	—	—	218 (56.5%)
40.0-100人未満	236 (100.0%)	218 (92.4%)	18 (7.6%)	—	—	—	—	—	—	198 (83.9%)
100-300人未満	117 (100.0%)	54 (46.2%)	43 (36.8%)	12 (10.3%)	6 (5.1%)	2 (1.7%)	—	—	—	20 (17.1%)
300-500人未満	17 (100.0%)	6 (35.3%)	2 (11.8%)	1 (5.9%)	6 (35.3%)	2 (11.8%)	—	—	—	0 (0.0%)
500-1000人未満	12 (100.0%)	3 (25.0%)	1 (8.3%)	3 (25.0%)	2 (16.7%)	3 (25.0%)	—	—	—	0 (0.0%)
1,000人以上	4 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (75.0%)	—	—	—	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

注2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

詳細表

2 地方公共団体の機関における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.8%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員(注3)	E. 重度身体障害者及び知的障害者である特定短時間勤務職員(注3)	F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5(注2)				G. うち新規雇用分(注4)
計	機関 4 (4)	5,005.5 (5,029.5)	30 (29)	25 (21)	60 (61)	9 (10)	0 (-)	149.5 (145.0)	15.5 (15.5)	2.99 (2.88)	機関 4 (4)	100.0 (100.0)
県知事部局	機関 1 (1)	4,054.5 (4,075.5)	23 (22)	24 (20)	48 (47)	6 (9)	0 (-)	121.0 (115.5)	15.0 (14.5)	2.98 (2.83)	機関 1 (1)	100.0 (100.0)
その他の県機関	3 (3)	951.0 (954.0)	7 (7)	1 (1)	12 (14)	3 (1)	0 (-)	28.5 (29.5)	0.5 (1.0)	3.00 (3.09)	3 (3)	100.0 (100.0)

[2(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員」については、1人を1カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の職員である。
- 4 G欄の「うち新規雇用分」は令和5年6月2日から令和6年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は令和5年6月1日現在の数値である。
- 6 この集計は、令和6年11月29日時点の集計結果に基づき作成した。

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(注1)	② 身体障害者の数						g. うち新規雇用分(注5)	③ 知的障害者の数						g. うち新規雇用分(注5)	④ 精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)		a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)		c. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 精神障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 c+d+e×0.5(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	
計	149.5 (145.0)	30 (29)	5 (5)	38 (42)	6 (5)	0 (-)	106.0 (107.5)	4.0 (3.5)	0 (0)	0 (0)	3 (1)	3 (5)	0 (-)	4.5 (3.5)	1.5 (0.0)	19 (18)	20 (16)	0 (-)	39.0 (34.0)	10.0 (12.0)	
県知事部局	121.0 (115.5)	23 (22)	4 (4)	31 (34)	3 (4)	0 (-)	82.5 (84.0)	3.5 (2.5)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	3 (5)	0 (-)	3.5 (2.5)	1.5 (0.0)	15 (13)	20 (16)	0 (-)	35.0 (29.0)	10.0 (12.0)	
その他の県機関	28.5 (29.5)	7 (7)	1 (1)	7 (8)	3 (1)	0 (-)	23.5 (23.5)	0.5 (1.0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (-)	1.0 (1.0)	0.0 (0.0)	4 (5)	0 (0)	0 (-)	4.0 (5.0)	0.0 (0.0)	

[2(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③④f欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 法令上、②③④d欄の重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員並びに②③④e欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- ただし、②③b欄及び④d欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については1人を1カウントとしている。
- 4 ②③のac欄及び④c欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員、②③のbd欄及び④d欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員、②③④のe欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の職員である。
- 5 ②③④g欄の「うち新規雇用分」は令和5年6月2日から令和6年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は、令和5年6月1日現在の数値である。
- 7 この集計は、令和6年11月29日時点の集計結果に基づき作成した。

(2) 市町村の機関（法定雇用率2.8%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員 数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合	
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者 (注3)	B. 重度身体障 害者、重度知 的障害者及び 精神障害者で ある短時間勤 務職員(注3)	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神障 害者 (注3)	D. 重度以外身 体障害者及び 知的障害者で ある短時間勤 務職員(注3)	E. 重度身体障 害者、重度知 的障害者及び 精神障害者で ある特定短時 間勤務職員 (注3)	F. 計 A×2+B+C+(D +E)×0.5 (注2)				G. うち新規雇用 分(注4)
市町村の機関	28 (27)	15,551.0 (15,669.0)	102 (97)	10 (13)	222 (217)	15 (13)	3 (-)	445.0 (430.5)	37.5 (28.5)	2.86 (2.75)	22 (22)	78.6 (81.5)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数						
		a. 重度身体 障害者 (注4)	b. 重度身 体障害者 である短時間 勤務職員(注4)	c. 重度以外 の身体障害 者(注4)	d. 重度以外 の身体障害 者である短 時間勤務職 員(注4)	e. 重度身体 障害者 (注4)	f. 計 a×2+b+c+(d +e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇 用分(注5)	a. 重度知的 障害者 (注4)	b. 重度知的 障害者であ る短時間勤 務職員(注4)	c. 重度以外 の知的障害 者(注4)	d. 重度以外 の知的障害 者である短 時間勤務職 員(注4)	e. 重度知的 障害者 (注4)	f. 計 a×2+b+c+(d +e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇 用分(注5)	c. 精神障害 者(注4)	d. 精神障 害者であ る短時間 勤務職員 (注4)	e. 精神障害 者である特 定短時間 勤務職員 (注4)	f. 計 c+d+e×0.5 (注3)	g. うち新規雇 用分(注5)
市町村の機関	445.0 (430.5)	102 (97)	6 (8)	156 (154)	14 (12)	1 (-)	373.5 (362.0)	31.5 (23.5)	0 (0)	0 (0)	10 (9)	1 (1)	0 (-)	10.5 (9.5)	0.0 (0.0)	56 (54)	4 (5)	2 (-)	61.0 (59.0)	6.0 (5.0)

注 2(1)②の表と同じ

(3) 教育委員会（法定雇用率2.7%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員(注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び知的障害者である特定短時間勤務職員(注3)	F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5(注2)				G. うち新規雇用分(注4)
計	機関 1 (1)	人 8,541.0 (8,502.0)	人 49 (52)	人 0 (3)	人 147 (118)	人 1 (2)	人 1 (-)	人 246.0 (226.0)	人 49.0 (48.5)	% 2.88 (2.66)	機関 1 (1)	% 100.0 (100.0)
県教育委員会	機関 1 (1)	人 8,541.0 (8,502.0)	人 49 (52)	人 0 (3)	人 147 (118)	人 1 (2)	人 1 (-)	人 246.0 (226.0)	人 49.0 (48.5)	% 2.88 (2.66)	機関 1 (1)	% 100.0 (100.0)
市町村教育委員会	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	- (-)	0 (0)	- (-)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(注1)	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 重度以外の身体障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	c. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 精神障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 c+d+e×0.5(注3)	g. うち新規雇用分(注5)
計	人 246.0 (226.0)	人 49 (52)	人 0 (3)	人 70 (61)	人 1 (2)	人 0 (-)	人 168.5 (169.0)	人 19.0 (27.5)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 12 (13)	人 0 (0)	人 0 (-)	人 12.0 (13.0)	人 2.0 (6.0)	人 65 (44)	人 0 (0)	人 1 (-)	人 65.5 (44.0)	人 28.0 (15.0)
県教育委員会	人 246.0 (226.0)	人 49 (52)	人 0 (3)	人 70 (61)	人 1 (2)	人 0 (-)	人 168.5 (169.0)	人 19.0 (27.5)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 12 (13)	人 0 (0)	人 0 (-)	人 12.0 (13.0)	人 2.0 (6.0)	人 65 (44)	人 0 (0)	人 1 (-)	人 65.5 (44.0)	人 28.0 (15.0)
市町村教育委員会	人 0.0 (0.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (-)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (-)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (-)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)

注 2(1)②の表と同じ

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.8%)

① 概況

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成法人の数	⑥ 法定雇用率 達成法人の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者(注3)	F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5(注2)				G. うち新規雇用分(注4)
計	4 (4)	2,043.0 (2,015.0)	12 (10)	1 (1)	34 (35)	2 (2)	0 (-)	60.0 (57.0)	11.0 (7.0)	2.94 (2.83)	4 (4)	100.0 (100.0)
国立大学法人等	1 (1)	1,860.5 (1,832.0)	11 (8)	0 (1)	31 (32)	0 (0)	0 (-)	53.0 (49.0)	10.0 (5.0)	2.85 (2.67)	1 (1)	100.0 (100.0)
地方独立行政法人等	3 (3)	182.5 (183.0)	1 (2)	1 (0)	3 (3)	2 (2)	0 (-)	7.0 (8.0)	1.0 (2.0)	3.84 (4.37)	3 (3)	100.0 (100.0)

[3③表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については、1人を1カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は令和5年6月2日から令和6年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は令和5年6月1日現在の数値である。
- 6 この集計は、令和6年11月29日時点の集計結果に基づき作成した。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数(注1)	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である特定短時間労働者(注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である特定短時間労働者(注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	c. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間労働者(注4)	e. 精神障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 c+d+e×0.5(注3)	g. うち新規雇用分(注5)
計	60.0 (57.0)	10 (9)	1 (1)	12 (12)	2 (2)	0 (-)	34.0 (32.0)	7.0 (3.0)	2 (1)	0 (0)	5 (4)	0 (0)	0 (-)	9.0 (6.0)	3.0 (1.0)	17 (19)	0 (0)	0 (-)	17.0 (19.0)	1.0 (3.0)
国立大学法人等	53.0 (49.0)	9 (7)	0 (1)	11 (10)	0 (0)	0 (-)	29.0 (25.0)	7.0 (1.0)	2 (1)	0 (0)	5 (4)	0 (0)	0 (-)	9.0 (6.0)	3.0 (1.0)	15 (18)	0 (0)	0 (-)	15.0 (18.0)	0.0 (3.0)
地方独立行政法人等	7.0 (8.0)	1 (2)	1 (0)	1 (2)	2 (2)	0 (-)	5.0 (7.0)	0.0 (2.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	2 (1)	0 (0)	0 (-)	2.0 (1.0)	1.0 (0.0)

[3②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③④欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 法令上、②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに②③④e欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、②③b欄及び④d欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。
- 4 ②③のac欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、②③のbd欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、②③④のe欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。
- 5 ②③④g欄の「うち新規雇用分」は令和5年6月2日から令和6年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は令和5年6月1日現在の数値である。
- 7 この集計は、令和6年11月29日時点の集計結果に基づき作成した。

※ 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号及び第10号までの法人を指す。

4 公的機関の状況

(1) 県市町村機関の状況(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数		② 障害者の数		③ 実雇用率		④ 不足数		備考
大分県知事部局	4,054.5	(4,075.5)	121.0	(115.5)	2.98	(2.83)	0.0	(0.0)	
大分県企業局	75.5	(75.5)	2.0	(2.0)	2.65	(2.65)	0.0	(0.0)	
大分県病院局	487.0	(475.0)	15.5	(16.0)	3.18	(3.37)	0.0	(0.0)	
大分県警察本部	388.5	(403.5)	11.0	(11.5)	2.83	(2.85)	0.0	(0.0)	
大分市	3,506.5	(3,519.5)	99.5	(97.5)	2.84	(2.77)	0.0	(0.0)	
別府市	1,242.0	(1,343.5)	37.5	(38.0)	3.02	(2.83)	0.0	(0.0)	特例認定あり注4
中津市	1,602.0	(1,581.0)	45.0	(41.0)	2.81	(2.59)	0.0	(0.0)	特例認定あり注4
日田市	863.0	(870.0)	26.0	(26.0)	3.01	(2.99)	0.0	(0.0)	特例認定あり注4
臼杵市	389.5	(416.0)	13.0	(13.0)	3.34	(3.13)	0.0	(0.0)	
佐伯市	1,121.0	(1,178.0)	35.5	(34.5)	3.17	(2.93)	0.0	(0.0)	特例認定あり注4
宇佐市	697.0	(690.0)	21.0	(21.0)	3.01	(3.04)	0.0	(0.0)	特例認定あり注4
豊後大野市	496.5	(507.0)	15.0	(14.0)	3.02	(2.76)	0.0	(0.0)	特例認定あり注4
杵築市	322.0	(332.5)	9.0	(6.0)	2.80	(1.80)	0.0	(2.0)	
国東市	595.5	(595.5)	15.0	(15.0)	2.52	(2.52)	1.0	(0.0)	特例認定あり注4
由布市	577.0	(568.0)	14.0	(14.0)	2.43	(2.46)	2.0	(0.0)	特例認定あり注4
津久見市	233.0	(232.0)	9.0	(8.0)	3.86	(3.45)	0.0	(0.0)	
豊後高田市	288.5	(285.0)	11.0	(11.0)	3.81	(3.86)	0.0	(0.0)	
竹田市	430.0	(417.0)	17.0	(20.0)	3.95	(4.80)	0.0	(0.0)	特例認定あり注4
玖珠町	260.0	(267.0)	7.5	(7.5)	2.88	(2.81)	0.0	(0.0)	特例認定あり注4
九重町	190.0	(188.0)	7.0	(6.0)	3.68	(3.19)	0.0	(0.0)	
日出町	290.0	(301.0)	10.0	(9.0)	3.45	(2.99)	0.0	(0.0)	特例認定あり注4
姫島村	177.0	(176.5)	4.0	(5.0)	2.26	(2.83)	0.0	(0.0)	
大分市教育委員会	820.5	(804.0)	23.0	(21.0)	2.80	(2.61)	0.0	(0.0)	
臼杵市教育委員会	156.5	(147.0)	5.0	(4.0)	3.19	(2.72)	0.0	(0.0)	
杵築市教育委員会	144.0	(141.0)	3.0	(4.0)	2.08	(2.84)	1.0	(0.0)	
豊後高田市教育委員会	96.5	(122.5)	3.0	(3.0)	3.11	(2.45)	0.0	(0.0)	
九重町教育委員会	46.0	(45.0)	0.0	(0.0)	0.00	(0.00)	1.0	(1.0)	注5
大分市上下水道局	281.0	(280.0)	8.0	(9.0)	2.85	(3.21)	0.0	(0.0)	
別府市公営事業局	66.0	(-)	1.5	(-)	2.27	(-)	0.0	(-)	
豊後大野市民病院	194.5	(194.5)	5.0	(3.0)	2.57	(1.54)	0.0	(2.0)	
杵築市立山香病院	234.0	(236.0)	0.0	(0.0)	0.00	(0.00)	6.0	(6.0)	
国東市民病院	231.5	(231.5)	0.5	(0.0)	0.22	(0.00)	5.5	(6.0)	

特例認定一覧(市町村機関)

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)	
別府市	別府市教育委員会	別府市上下水道局
中津市	中津市教育委員会	
日田市	日田市教育委員会	
佐伯市	佐伯市教育委員会	
宇佐市	宇佐市教育委員会	
豊後大野市	豊後大野市教育委員会	
国東市	国東市教育委員会	
由布市	由布市教育委員会	
竹田市	竹田市教育委員会	
玖珠町	玖珠町教育委員会	
日出町	日出町教育委員会	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- 5 九重町教育委員会においては、11月12日時点において、障害者の数1.0人、実雇用率2.17%、不足数0.0人となっている。
- 6 ()内は、令和5年6月1日現在の数値である。
- 7 この集計は、令和6年11月29日時点の集計結果に基づき作成した。

(2) 県教育委員会の状況(法定雇用率2.7%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数		② 障害者の数		③ 実雇用率		④ 不足数		備考
大分県教育委員会	8,541.0	(8,502.0)	246.0	(226.0)	2.88	(2.66)	0.0	(0.0)	

注 4(1)の表と同じ

(3) 独立行政法人等の状況(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
国立大学法人 大分大学	1,860.5 (1,832.0)	53.0 (49.0)	2.85 (2.67)	0.0 (0.0)	
公立大学法人 大分県立芸術文化短期大学	59.0 (60.5)	3.0 (2.0)	5.08 (3.31)	0.0 (0.0)	
公立大学法人 大分県立看護科学大学	56.0 (56.0)	2.0 (2.0)	3.57 (3.57)	0.0 (0.0)	
大分県住宅供給公社	67.5 (66.5)	2.0 (4.0)	2.96 (6.02)	0.0 (0.0)	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 ()内は、令和5年6月1日現在の数値である。

5 この集計は、令和6年11月29日時点の集計結果に基づき作成した。